



# 安芸高田市 放課後児童クラブのしおり

## 目次

放課後児童クラブ一覧	P.1
<b>I 安芸高田市放課後児童クラブの運営内容</b>	
1 目的	P.2
2 対象児童	P.2
3 実施期間	P.2
4 開会時間	P.2
5 主な活動内容	P.3
6 利用料	P.3
7 定員基準	P.3
8 連絡事項・注意事項	
(1) 欠席について	P.3
(2) 送迎について	P.3
(3) 宿題について	P.4
(4) お弁当・おやつについて	P.4
(5) 服薬について	P.4
(6) 学級閉鎖等の場合について	P.4
(7) 異常気象時等の対応について	P.4
(8) 保護者の方に連絡する場合について	P.5
(9) その他注意点など	P.5
<b>II 利用手続き（令和3年度利用）</b>	
1 令和3年4月から利用を希望する方	P.6
2 長期休業利用（春休み、夏休み、冬休み）を希望される方	P.7
3 年度途中で入会を希望される方	P.8
4 申込事項の変更について	P.8
5 入会取り下げ・退会	P.8
6 利用の取消しについて	P.8

別添1 ご利用手続きの流れ

**問い合わせ・郵送先**

**〒731-0592**

**安芸高田市吉田町吉田 791**

**安芸高田市 子育て支援課 (0826) 47-1283**

【令和3年度 放課後児童クラブ 一覧】

小学校区	施設名	定員	所在地	電話番号
吉田小学校	イルカクラブ(1)	40人	吉田町吉田 1970	42-5008
	イルカクラブ(2)	40人		
	第2イルカクラブ	30人	吉田町吉田 866 (吉田小学校内)	42-1060
愛郷小学校	愛郷児童クラブ(1)	40人	吉田町山手 1165-3 (愛郷小学校内)	43-0034
	愛郷児童クラブ(2)	40人		
八千代小学校	刈田児童クラブ	30人	八千代町勝田 1647	52-3323
	根野児童クラブ	40人	八千代町上根 1375	52-2874
美土里小学校	めだか児童クラブ	40人	美土里町本郷 4535-2	54-1030
	第2めだか児童クラブ	35人		54-1266
高宮小学校	ふなさ児童クラブ	25人	高宮町佐々部 983-13 (たかみや人権福祉センター内)	57-1080
	くるはら児童クラブ	25人	高宮町原田 2267-1 (プラタナス2階)	57-0305
甲田小学校	甲田児童クラブ(1)	40人	甲田町上甲立 387-2	45-5112
	甲田児童クラブ(2)	40人		
	甲田児童クラブ(3)	40人		一般電話・携帯からは 050-5855-0222
向原小学校	向原児童クラブ	40人	向原町坂 60-1	46-3611
	第2向原児童クラブ	40人		

スポーツ保険の加入が必要なため手続きに時間を要します。

途中入会の場合、受付締切日があります。

しおり P.8 「3年度途中で利用を希望される方」をご覧ください。



## I 安芸高田市放課後児童クラブの運営内容

### 1. 目的

児童クラブは、放課後や長期休業中（春・夏・冬休み）に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として運営を実施しています。

### 2. 対象児童

次の(1)～(2)までの条件全てを満たす児童が対象となります。

(1)小学校に在学している児童。

(2)保護者及びすべての同居する者（※利用児童の兄弟、70歳以上の方を除く）が次のうちいずれかの事由に該当する児童。

①保護者等が就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）。

②保護者が出産月（出産予定の場合は予定月）から産後2カ月の間にあること。

i 入会児童 7月1日出産した場合

9月30日まで利用可能。利用形態は平日利用とします。

ii 未入会児童 6月30日出産予定日の場合

6月1日から8月31日まで利用可能。利用形態は平日利用とします。

③保護者等が大学・専門学校等へ通学中であること。

④その他児童を保護できない特別の事由があること。（P.6を参考にしてください）

※1 長期休業利用については、定員または令和3年度の受入可能人数を超過せず、児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件が「午後5時頃まで」とあるのを「昼12時頃まで」に緩和します。

### 3. 実施期間

令和3年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、次の休会日を除きます。

【休会日】

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（**12月29日～翌1月3日**）

### 4. 開会時間

○月曜日から金曜日まで

午後2時～午後6時30分

○土曜日

午前8時～午後6時30分

○長期休業中及び学校代休日

午前8時～午後6時30分

○短縮授業日

下校時～午後6時30分



## 5. 主な活動内容

### (1) 生活の指導

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身に付けさせます。

### (2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性や社会性、創造性を培います。

### (3) 安全確保・健康管理

出欠確認を始めとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

### (4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。



## 6. 利用料

通年利用	長期休業利用			
	全部（春・夏・冬）	春のみ	夏のみ	冬のみ
月3,000円	年7,000円	1,500円	6,000円	1,500円
月末払い	7月支払	年度末支払	7月支払	12月支払

### 【減額・免除】

- ・2人以上の子が児童クラブを利用する場合は、2人目からの利用は負担金が減額されます。
  - ・生活保護世帯、就学援助受給世帯については、利用は無料です。
- 別途、「被保護者証明書」の写し、または「就学援助費の支給決定通知」の写しを提出してください。
- ※例年、5月末頃に就学援助費の支給決定通知が届きます。

## 7. 定員基準

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童1人あたりの面積（概ね1.65㎡以上）やクラスの児童数（概ね40人以下）の基準を定めたことから、各児童クラブにおいて定員を設定しています。

※ただし、受入可能人数を別に設定している児童クラブがあります。

## 8. 連絡事項・注意事項

**※連絡先に変更があった場合は、必ずお知らせください。**

### (1) 欠席について

- ◎ 事前に保護者の方が児童クラブへ電話でご連絡ください。
  - ◎ お子さまの口頭による連絡の場合、安全のために保護者の方へ直接確認の電話をさせて頂くことがあります。
  - ◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ず児童クラブにもご連絡ください。
- ※児童クラブに連絡がなく欠席の場合、安全のために保護者の方へ直接確認の電話をさせて頂きます。

### (2) 送迎について

- ◎ お迎えに来られる方が普段と違う方の場合は事前に電話でお知らせください。
- ◎ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開会時間は午前8時です。安全確保のため、お子さまの来所が開会時間より前にならないよう、ご協力をお願いします。
- ◎ お迎えは午後6時30分厳守でお願いします。

※来所が午前8時より前、お迎えが午後6時30分を過ぎる場合は、ファミリー・サポート・センター事業の利用等をご検討いただきますよう、ご協力をお願いします。

※ファミリー・サポート・センター事業は、安芸高田市社会福祉協議会（47-1311）が行っている事業です。詳しくは、市役所子育て支援課にお問い合わせください。（47-1283）

### (3)宿題について

- ◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声掛けをし、習慣づけの指導をします。なお、学習指導は行いませんので、宿題の内容についてはご家庭での確認をお願いします。
- ◎ 下校時刻が遅くなった時や行事に参加する時などには宿題ができないことがありますので、ご理解をお願いします。

### (4)お弁当・おやつについて

- ◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食の無い日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は紛失等、トラブルの原因になる可能性もありますので持たせないようにお願いします。
- ◎ おやつについては、利用料とは別に各児童クラブにておやつ代を徴収しています。

### (5)服薬について

- ◎ 投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの指導員は投薬を行うことができません。
- ◎ 服薬する場合には、お子さまが自分で行うことになります。服薬する場合には安全管理のために、必ず保護者の方からのご連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについてお知らせください。



### (6)学級閉鎖等の場合について

- ◎ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず児童クラブをご利用頂けません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### (7)異常気象時等の対応について

- ◎ 異常気象時等とは、次の場合をいいます。
  - ・安芸高田市域に「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」のいずれか1つ以上が発表された場合。
    - ※「**大雪警報**」については、小学校によって対応が異なります。
  - ・台風の接近等により安芸高田市域に暴風警報等の警報が発表されると判断した場合、もしくは、判断できないものの、何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合。
  - ・不審者の出没・事件・事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合。
- ◎ 異常気象時等の場合は、原則お迎えをお願いしていますので、連絡が取れるようにしておいてください。
- ◎ 小学校によっては、「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**大雪警報**」が発表された場合でも臨時休校にならない場合もありますが、児童クラブは原則として下記の対応になりますので、ご注意ください。
  - \*午前6時の時点で警報が1つ以上発令されている場合・・・児童クラブは終日閉会です。
  - \*午前6時以降に警報が1つ以上発令された場合・・・児童クラブは開会します。

(状況に応じて、閉会になることがあります。)



(8) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のために保護者の方に直接連絡することがあります。

- ①異常気象時等で、お迎えをお願いする場合。
  - ・台風接近時や大雨時には、気象情報に注意しておいてください。
- ②お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合。
  - ・お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。
- ③欠席の連絡がないのに、来所されない場合。
  - ・欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。
- ④その他、お子さまの安全確保のために至急連絡が必要となった場合。

**※連絡先に変更があった場合は、必ずお知らせください。**

(9) その他注意点など

持ち物には必ず児童のお名前をご記入ください。



## Ⅱ 利用手続き（令和3年度利用）

### 1 令和3年4月から利用を希望する方

#### (1) 配布・申込み

配布開始日 令和2年12月1日（火）～



## 必要書類

**※鉛筆・消えるペンでの記入、及び修正液(テープ)を使用された書類は受け付けません。**

◎ 「放課後児童クラブ入会申請書」

◎ 「在職証明書」「就労等申立書」いずれかの該当書類。(保育所へ提出される方や、2人以上の子が児童クラブを利用する場合の証明書は、子育て支援課でコピーします。)

◎ 「入会申請チェックリスト」

「放課後児童クラブ入会申請書」「在職証明書」「就労等申立書」「入会申請チェックリスト」は、市役所 子育て支援課・各支所・各児童クラブ・安芸高田市ホームページで入手できます。

※提出時に必要書類等に不備があった場合は、必要書類が揃うまで受付できませんのでご注意ください。  
必要書類についてのお問い合わせは、子育て支援課（47-1283）をお願いします。

#### 申込み

受付期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）

- 市役所 子育て支援課・各支所へ「放課後児童クラブ入会申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類を揃えて、受付期間内に申し込んでください。
- 受付期間内は、郵送または各児童クラブに必要書類を提出できます。(不備がある場合は、返送しますのでご注意ください。)

児童をご自宅でみることができない事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合 ※雇用主に雇用されている場合。 ※自営業（代表者が保護者本人で、株式・有限会社の場合。） ※自営業（雇用されている場合）	在職証明書
自営業で就労している場合 ※自営業（代表者が保護者本人で、株式・有限会社にされていない場合。） 専業農家の場合	就労等申立書（※2）
保護者等が疾病・負傷の場合	就労等申立書（※2） 診断書（写し可）※在宅の場合は、入会できない場合もあります。
親族等を常時介護している場合（※3）	就労等申立書（※3） 診断書・介護保険被保険者証（写し可）※要介護認定を受けている方 ※在宅で介護している場合は、入会できない場合もあります。
産後による場合	母子健康手帳（写し）（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合 ※利用児童の兄姉の証明書は必要ありません。	就労等申立書（※2） 在学証明書（写し可）（※4）
その他の事由	就労等申立書 （当該児童を保護できない理由、状況を記載）

- ※1 必要書類は、保護者、同居する者それぞれ必要となります。  
なお、利用児童の兄姉、70歳以上の方については証明証等の提出の必要はありません。
- ※2 令和3年度から民生委員・児童委員の証明は必要ありません。
- ※3 介護者と要介護者両方の必要書類を提出してください。  
児童クラブは、放課後留守家庭の児童を対象としていますので、入院している方の介護、通院している方の付き添いなど、児童の帰宅時間に間に合わない場合に入会できます。  
**(在宅介護の場合、入会できないこともあります。)**
- ※4 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続き書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、後日、入学が確認できる書類を提出してください。

## (2) 利用の承諾等

- ◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかの確認をし、利用の承諾・不承諾を決定し通知します。
- ◎ 利用希望児童数が多く、定員又は受入可能人数（以下「定員等」という）を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員等に達するまで、利用を承諾します。

**※受付期間内の提出には、学年の低い児童を優先します。受付順ではありません。**

### 【優先順位】

学年の低い児童を優先（小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生）

- ◎ 対象児童の要件を満たしているにも関わらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込み先の児童クラブが利用可能となった場合には、上記順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

### 【利用上の注意点】

- 利用に際し、平日利用登録されている方で実際の利用が1ヶ月に数日しかない方、長期休業利用登録されている方で期間中の実際の利用が数日しかない方につきましては、退会を勧奨させていただきます。
- 送迎時間を守られない方につきましては、入所決定時の審査対象とさせていただきます。

## 2. 長期休業利用（春休み、夏休み、冬休み）を希望される方

**※配布開始日、受付期間、必要書類は、P.6「1 令和3年4月から利用を希望する方」と同じです。**

**※長期休業期間利用をご検討いただいている方も、上記受付期間内での申請をお願いします。**

### (1) 申込み

- ◎ 長期休業利用については、保護者等の就労時間の要件を「午後5時頃まで」とあるのを「昼12時頃まで」に緩和します。
- ◎ 「放課後児童クラブ入会申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を揃えて申し込んでください。  
(P.6 必要書類をご確認ください。)

### (2) 利用の承諾等

**※P.6「1 令和3年4月から利用を希望する方」と同じです。**





### 3. 年度途中で利用を希望される方

◎ 児童クラブの定員に空きがある場合、下記のとおり受け付けます。※利用料の日割りは致しません。

受付期間	利用可能日
入会を希望する月の前月の15日まで	入会を希望する月の前半(1日～15日)
入会を希望する月の前月の末日まで	入会を希望する月の後半(16日～末日)

例) 令和3年6月1日から利用したい場合

⇒令和3年5月15日までにお申し込み

令和3年8月20日(夏休み)から利用したい場合

⇒令和3年7月末日までにお申し込み

- ・受付期間の末日が、日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)の場合は、その前日までの受け付けとなります。

### 4. 申込み事項の変更について

◎ 次の場合、「放課後児童クラブ入会現況変更届け」を市役所子育て支援課、または各支所に提出してください。

- ・住所、保護者、家族状況、利用形態など申込事項の変更があった場合。

(利用形態の変更があった場合、きょうだい関係も含め、利用料金に変更になる場合があります。)

◎ 勤務先が変更となった場合には在職証明書の再提出が必要になります。また、在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。

なお、提出がない場合は職場に確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。

### 5. 入会取り下げ・退会

◎ 次の場合、「放課後児童クラブ入会取り下げ書」「放課後児童クラブ退会届」を市役所子育て支援課、または各支所に提出してください。

- ・入会取り下げ：利用申込みをしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込みを取り下げる場合。
- ・退会：利用を辞退する場合。

※退会について、届出月の料金までとしますので、ご注意ください。  
退会届がない場合は、ご利用がなくても料金がかかります。



◎ 保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。(退職・求職活動・育児休暇の場合、退会をお願いします。産前産後で利用された方は、必要書類の提出をお願いします。)

◎ 年度末など、利用期間満了による場合の届出は不要です。

### 6. 利用の取消し(安芸高田市放課後児童クラブ条例第9条)

- (1) 安芸高田市放課後児童クラブ条例に基づく規則の規定に違反した場合。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により利用の承諾を受けた場合。
- (3) 入会承諾の条件又は関係職員の指示及び指導に従わない場合。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認める場



# ご利用手続の流れ（4月からのご利用の場合）

